

○須高行政事務組合職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(令和2年3月27日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び第22条の2第7項の規定により、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員の条件付採用の期間の延長については、須坂市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和元年須坂市規則第17号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。